

宮崎県公

平成22年6月13日(日曜日) 号外 第53号

発行・印刷 宮 崎 宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

宮崎県告示第 348号の4

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成22年宮崎県告示第 348号の3)を次のとおり変更する。

平成22年6月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 搬出を制限する区域
 - (1) 搬出を制限する家畜の種類 牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし(生体に限 る。)
 - (2) 搬出を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
 - (3) 搬出を制限する区域 平成22年宮崎県告示第 348号の3の1の30に掲げる区域に、 以下の区域を追加する。
 - ア 西都市大字八重の一部 (元村及び長藪) 及び大字中尾の一 部 (戸崎、樅木及び山崎)
- 2 移動を制限する区域
 - (1) 移動を制限する家畜の種類 牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし
 - ② 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
 - (3) 移動を制限する区域 平成22年宮崎県告示第 348号の3の2の30に掲げる区域から 、以下の区域を除いた区域
 - ア 美郷町南郷区上渡川
 - イ 西都市大字上揚の一部(征矢抜、土屋、古穴ノ手、野地及 び横平)、大字銀鏡、大字八重、大字中尾及び大字尾八重
 - ウ 児湯郡木城町大字石河内の一部(鶴田、鵜懐、中別府、川 口、矢櫃、鹿遊、長越、惣田及び大瀬内)及び大字中之又の 一部(松尾、屋敷原、莧木、中野、板屋、塊所及び弓木)